

記入方法・注意事項

寄附1件につき、申請書1枚の提出が必要です。

【添付書類】 本人確認書類
個人番号確認書類

第五十五号の五様式(附則第二条の四関係)

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 矢掛町長 殿	整理番号	
住 所 〒 ※住民税が課税される住所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大・昭 平・令

押印は
不要です。

「個人番号」は、住民税の課税の徴収等に関する法律第2条第1項第2号の「個人番号」を指します。

寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。

※ 記載された住所の市町村に対し、自治体から税控除のための通知を行います。

※ 寄附時から住所変更があり返礼品の送付先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。町公式ホームページよりオンライン申請も可能です。

第7条第8項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、同号に係るものに限って寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことが合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

確定申告をする必要がない方は
チェックをお願いします。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

☐

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
- 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税の申告の特例の適用を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

寄附をした自治体が5自治体以内
の方はチェックをお願いします。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

☐

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所	記入不要 ※ ワンストップ特例申請に関する通知(受付完了、書類不備など)は、寄附申込時に登録されたメールアドレスに送付します。(一部SMS利用。)ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。
氏 名	

カンタン! 確認書類確認チャート

マイナンバーカード
をお持ちですか

はい

いいえ

パターン
A

1. マイナンバーカード(コピー)(両面)

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード(コピー)(裏面)	マイナンバーカード(コピー)(表面)
	

公的機関発行の
顔写真付き
本人確認書類
をお持ちですか

はい

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- ・ 療育手帳
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

パターン
B

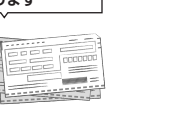
1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)等の顔写真付き書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー) もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	免許証(コピー) もしくは パスポート(コピー) 等
 	 

※本人確認用書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。
※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。

パターン
C

1. マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類2点以上のコピー

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(コピー) もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	健康保険証および年金手帳など 自治体が認める公的書類2点以上のコピー
 	 

※「2」に該当する本人確認用書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。
※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。

※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時のご氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。